

宮城県告示第17号

県営深谷西地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項の規定において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和8年1月20日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和8年1月20日から令和8年2月18日まで
- 3 縦覧場所
石巻市役所、河南総合支所、東松島市役所及び鳴瀬庁舎